

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第1回金谷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○協議事項（公開）

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 地域協議会の運営について
- (3) 地域協議会だよりの編集方法について
- (4) 自主的審議事項の提出方法について

○報告事項（公開）

- (1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について

3 開催日時

令和6年5月22日（水） 午後6時から午後8時7分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 阿部清隆、大瀧幸治、大西郷子、小林雅史、小山賢二、白石輝夫、
滝澤隆雄、長 和子、土屋博幸、星野 健、益田由希、宮越浩司、
村田敏昭、吉野満彦 （欠席2人）
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長、萬羽主任

8 発言の内容

【萬羽主任】

- ・ 配布資料の確認

5月8日の地域協議会委員任命書交付式を欠席した委員もいるため、開会に先立

ち、地域協議会に関する簡単な説明を行う。

【大島所長】

- ・資料No.1により説明

まず1ページ、現在市の全域に28の地域自治区があり、地域自治区はそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを実現するために設置したものである。平成17年の市町村合併を機に、旧町村の範囲を単位とした13の地域自治区を設置し、その後、この制度を普遍的な制度として位置付け、平成21年10月に合併前の上城市にもおおむね昭和の大合併前の15区域に地域自治区を設置することで、市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えた。

地域協議会とは、具体的にどのような機関で、どのような役割を持っているのかということについては、4ページをご覧ください。地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民同士が地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域の団体などとの連携調整により取り組むほか、市長に意見として伝えることなどを行う機関である。

次に8ページ、地域協議会の具体的な役割である自主的な審議と諮問答申についてである。まず、自主的な審議とは、自主的な判断で地域の課題や地域の活性化などについて地域住民としての観点から話し合うことである。9ページに自主的な審議の流れを示しており、まずは委員の皆さんが日々の暮らしの中で気づいた地域の課題や地域の集まりなどで話題となった困りごとなどを地域協議会で共有することがスタートとなる。その後、地域協議会として話し合うこととした場合、関係者からの情報収集や意見交換などを踏まえながら、課題の解決策を話し合うという流れになる。課題の解決策の実現に向けた手段としては二つあり、一つ目は地域の団体などと連携を図り地域内での解決に向けて取り組むこと。もう一つは地域の中だけでは対応することが難しく、市の制度や事業の創設または変更などが必要な場合に、市に実現を求めるため市長に意見書を提出することができる。

続いて10ページは、諮問・答申についてである。諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、市議会にかけられる案件などについて、地域協議会に意見を求めるものであり、具体的には区内の集会施設などの公の施設を設置または廃止する場合や

施設の休館日、開館時間を変更する場合などが該当する。答申とは、市長から諮問された事項を地域協議会で話し合い、その結果を市長に対して返すことである。市長は、地域協議会の答申を尊重し、これを踏まえて方針決定を行うが、答申の内容によっては、全市的な市政の取組状況や財政状況を踏まえ、地域協議会の意見と異なる取り扱いをする場合もある。そのような場合には、市長は地域協議会にその理由を説明することとしている。

13ページでは、地域協議会の活動事例を紹介している。地域の団体などとの意見交換や先進地視察などに取り組む地域協議会もある。まちづくりの先進地視察や有識者を招いた研修会を行うための予算も用意しているので、充実した話し合いに向け活用いただきたい。

地域協議会の運営が円滑かつ有意義なものとなるよう、市では、14ページに掲載する各種取組を実施することとしている。

【萬羽主任】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 浅野委員、小竹委員を除く14人の出席があり、上越市域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項ただし書きの規定により、会長が選任されるまで、議長は南部まちづくりセンターの所長が務めることを報告

— 次第2 委員自己紹介 —

【大島所長】

次第2 委員自己紹介に入る。各委員に自己紹介を求める。

- ・ 各委員による自己紹介
- ・ 南部まちづくりセンター職員の紹介

— 次第3 議題（1）会長、副会長の選任 —

【大島所長】

次第3 議題（1）会長、副会長の選任に入る。

上越市地域自治区の設置に関する条例第6条の規定により、会長、副会長は委員のうちから選任することとなっている。

まず、①会長の任期、選任についてである。会長の役割としては、会議日程の決定、事前の打ち合わせ、会議での議事進行や意見集約の他、会長会議などの会議への出席がある。

会長及び副会長の任期は地方自治法に定められており、地域協議会の構成員の任期によると規定されている。地域協議会委員の任期は、上越市地域自治区の設置に関する条例第5条第5項に4年と定められていることから、会長及び副会長の任期は4年となる。会長として金谷区地域協議会をリードしていただける方がいらっしゃれば、ぜひ立候補いただきたい。また、この方がふさわしいと思う候補者がいたら、ご推薦をいただきたい。いかがか。

【阿部委員】

村田委員を推薦する。3期目で、今までの議長経験が非常に豊富であり、取りまとめも非常に素晴らしいので、推薦させていただきたい。

【大島所長】

他にはいかがか。

・立候補、推薦なし

特にないようなので、今ご推薦いただいた村田委員が候補者となる。村田委員を会長に選任することについて、挙手にて決を採ることとしてよろしいか。

（よしの声）

それでは、村田委員が会長となることに賛成の方の挙手を求める。

（賛成多数）

条例では、会議の議事は出席委員の過半数で決するとされていることから、会長は村田委員に決定した。村田会長から一言あいさつをお願いします。

【村田会長】

選任いただき御礼を申し上げます。会長職を仰せつかり、思いを新たにして皆さん

と一緒に金谷区地域協議会を意義のあるものにしていきたい。前期は4年間のうち3年間はコロナ禍で、本当に何をやったらいいのか、どうしたらいいのか、自問自答しながら、皆さんと4年間を過ごさせていただいたが、その制約も取れた。さらに皆さんの意見や知識がこの地域協議会に反映されるよう、会長を務めていきたい。皆さんが自由に率直な意見を言えるような、そういう会を作っていきたいと考えているので、遠慮なく言いたいことは言ってほしい。そんな誰もが自由に意見を言えるような場を作っていきたいということを皆さんにまず申し上げて、会長就任のあいさつとさせていただきます。

【大島所長】

条例の規定により、今後の議長は村田会長にお願いする。これから、村田会長と事務局で進行について打ち合わせの時間をいただきたい。その間休憩とする。

— 休憩 —

【村田会長】

議事を再開する。

次に副会長の選任について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

副会長は会長を補佐し、会長がいない場合は、会長代理となる。任期は、会長同様4年になる。副会長の人数について取り決めはないが、金谷区では、前回2人選任していた。

【村田会長】

副会長の選任について意見を求める。まず、人数について、これまで同様2人でもいいか。

【土屋委員】

副会長2人の状態しか見ていないので、2人でもいいと思う。

【村田会長】

個人的には、私も2人いた方がよいと思っている。2人に賛成の方の挙手を求め

る。

(賛成多数)

では、2人で決定する。

次に、副会長について、立候補または推薦はあるか。

【土屋委員】

私は昭和町2丁目に住んでいるが、私が班長をやっていたとき、阿部委員が町内会長をされており、行政の経験も豊富で非常に助かった。また、私が防災士になるときに推薦いただいた町内会長でもある。阿部委員を推薦したい。

【村田会長】

土屋委員から、阿部委員をご推薦いただいた。他に立候補または推薦はあるか。

・立候補、推薦なし

それでは、私から提案させていただきたい。金谷区を北、中、南に分けた場合、私は大貫に住んでおり、ちょうど真ん中である。阿部委員は北である。それぞれの地域から選任するというのも選任方法の1つになると思う。もう1人の副会長を南から選任させていただくと、地域を網羅する意味でもよいのではないか。いかがか。

【長委員】

よいと思う。

【村田会長】

本日出席している委員では、長委員と宮越委員が南にあたると思う。可能であれば、お二人で集まって決めていただきたい。

【宮越委員】

予想外のことでドキドキしている。先ほどの話で、公務員としての経験も豊富といった理由から、阿部委員がすでに推薦されており、私も実は同じ立場である。そうした前歴を考えたとき、同じような経歴を持った者が2人いるのはどうかと思うので、差し支えなければ、今回2期目となる長委員にお願いしたい。

【村田会長】

長委員いかがか。

【長委員】

承知した。

【村田会長】

長委員に快諾いただいた。それでは、阿部委員と長委員を副会長に選任することについて、挙手にて決を採らせていただく。

阿部委員と長委員を副会長に選任することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成多数)

賛成多数により、副会長は阿部委員と長委員に決定する。阿部副会長と長副会長から一言あいさつをお願いします。

【阿部委員】

先ほどの自己紹介でも申し上げたとおり、昨年8月からの参加ということで、経験的にはまだ浅く、会長を補佐できるのか非常に不安ではあるが、皆さんのお力添えをいただきながら務めていきたい。

【長委員】

会長を支えられるように、できるだけ頑張りたい。

【村田会長】

以上で、次第3 議題（1）会長、副会長の選任を終了する。

— 次第3 議題（2）地域協議会の運営について —

【村田会長】

次第3 議題（2）地域協議会の運営についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

・資料No.3により説明

地域協議会の運営に関する決めごとについて説明する。本日話し合っていたく事項を資料No.3にまとめており、参考としてこれまでの状況を中央の列に示している。

まず、議長の投票権について、これまで議長に投票権はなかった。

座席順について、これまで正副会長を除いて名簿順としていた。

会議の招集請求に必要な委員数について、委員定数の4分の1以上ということで、4人としていた。

会議録の確認者について、会議録の確認者とは、地域協議会が終わった後に事務局がまとめた会議録の内容を確認いただく委員のことである。これまでは会議ごとに正副会長を除いて、名簿の逆の順番で2人の委員にお願いしていた。前期の地域協議会で協議した際、いつも名簿順にするのではなく、たまには逆にしたらどうかといった委員のご意見があり、そのような取扱いにしていたものである。事務局としては、名簿順にした方が分かりやすいと思われるため、今期は名簿順とされてはいかがかと考えている。

会議の開催方法について、これまでは毎月第4水曜日に定例開催することとし、時間は午後6時から、会場は福祉交流プラザであった。会議の開始時間について、事務局から提案させていただきたい。他の区では、お勤めされている委員の方も多いうことで、午後6時30分から開催としている地域協議会が多い。金谷区においても、お勤めの方がいらっしゃるのので、これまでの午後6時開始というのは少し早いと感じており、午後6時30分開始としてはいかがかと考えている。後ほど皆さんからご協議させていただきたい。また、会場の福祉交流プラザについて、市民の利用も大変多いことから、なかなか希望日に予約が取れない場合がある。そうした状況も踏まえ、第4期に準じて、毎月第4水曜日に仮予約をさせていただいている。差支えがなければ、この日程で定例開催とさせていただきたい。

次に書面による審議についてである。書面による審議とは、会議の開催が困難な場合に、諮問などの審議方法をどのように行うかを決めておくものである。実施の条件としては、様々な理由で会場の使用が困難な場合や緊急の案件で会議を開催するいとまがないというような場合が想定される。実施の判断について、これまでは正副会長が協議の上、会長が決定することとしていた。表決方法について、これまでは委員の過半数の意思表示をもって、議決があったものとし、意思表示が可否同数の場合は、会長の決するところによるとしていた。

各項目について、これまでの状況を参考にご協議いただきたい。

【村田会長】

事務局から説明があったが、順番に協議して参りたい。

まず、議長の投票権について、これまでと同様でよいか。

【土屋委員】

聞き逃したかもしれないが、議長があらかじめ投票権を持つか否かについて、これまで話し合った記憶がない。何に対する投票権かを教えてほしい。

【大島所長】

議事を決するときの投票権であるが、土屋委員がおっしゃったようにこれまではっきりと決めていなかった。前期にほかの地域協議会で本件が議論の対象となったことがあるため、今回は項目に挙げさせていただいた。議長に投票権はないとする取扱いが一般的であると思われる。条例では、賛否が同数になったときは、議長の決するところによると定められている。

【小林委員】

議長の投票権について、仮に「なし」とした場合、書面決議においては、可否同数の場合に議長が決定権を持つということか。ちょっと矛盾するような気がするのだが。

【大島所長】

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項において、会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるという規定がある。小林委員がおっしゃられた件については、書面決議において、可否同数となった場合、最終的に会長がこの条例の規定に基づいて決するということになるかと思う。

【小林委員】

2年ほど前、採決で可否同数となったことがあった。その際、村田会長の挙手によって決を採ったことが実際に1回あった。よって、前期において、議長は投票権を持っていたと私は認識している。今期どのような取扱いとするかは分からないが。

【大島所長】

内容的には、可否同数のときは、議長の決するところによると条例で定められており、その時は形式的に挙手という形だったかもしれないが、村田会長がどちらかに決するという事なので、矛盾してはいないと思う。

【村田会長】

通常、会議の議事は、委員の過半数でこれを決する。しかし、可否同数の場合は、議長の決するところによるということで、基本的に議長に投票権はないという考え方でいかがか。

【宮越委員】

この投票権という言い方が分かりにくくしていると思う。議決権にしたら分かりやすいのではないか。投票権という言葉を見たとき、投票する場合というふうを受け取ったが、条例の規定を見ても、議決権になっているので、議決権の方がよいと思う。

【大島所長】

表現の仕方について、ご意見をいただいたところであるが、意図としては、議長は採決に加わらないということで、そのようにご理解いただければと思う。

【村田会長】

投票権イコール議決権というふうに解釈してよいということか。

【大島所長】

あくまでも、条例の第8条第3項で規定する、議長の決するところによるというのは、特別な投票ではなく、この条例の規定に基づき、会議の議事の採決等で可否同数となったときに議長が決するという事である。

【村田会長】

表現が難しいかもしれないが、会長に投票権や議決権はなく、可否同数のときに会長がこれを決するということで、ご理解いただきたい。

【土屋委員】

委員の定数は16名で、会長が入らないとすれば15名になるので、同数になることはないとは思いますが、欠席の委員がいた場合に同数になる可能性があるというこ

とで理解したらよいのか。

【村田会長】

小林委員が先ほど言われた会議の時、何人出席していたか把握していないが、おそらく私を除いた人数が奇数だったのだと思う。議長の投票権について、これまで同様投票権なしでよいか。

(よしの声)

次に、会議の座席順について、これまで同様正副会長を除いて名簿順ということをお願いしたい。

次に、会議の招集請求に必要な委員数についてである。これまで委員の定数16人の4分の1以上の4人としていたが、4分の1以上であれば、5人、6人でもよいということか。

【大島所長】

4人以上いっしょにすれば、基準を満たすこととなる。

【村田会長】

会議を開いてほしいという委員が4人いれば、会議の招集を請求できるということである。皆さんの意見を求める。

【土屋委員】

いつ、どういう形で話し合っただけで4人と決めたのか覚えていないが、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項において、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定められている。この規定と会議の招集請求に必要な委員数4人の違いがよく分からない。毎回会議の冒頭で、委員の半数以上の出席があるので会議が成立する旨の報告を行っているが、定数4分の1以上の4人との違いは何か。

【大島所長】

条例第8条第2項で定める、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」というのは、会議が成立する条件である。会議を開催したが、出席人数が極端に少ない場合は、その会議自体が成立しないということである。それに対して、会議の招集請求に必要な委員数とは、会議は定例開催を基本とするが、委員

の皆様の中で何か急に協議すべきと考えられる案件が生じた場合、4人の委員の求めがあれば、会議の招集を請求することができるという意味である。

【村田会長】

会議の招集請求に必要な委員数について、これまで同様4人でよいか。

(よしの声)

次に、会議録の確認者について、先ほど事務局からの説明において、前期は名簿の逆順としていたが、今期は通常どおり名簿順に会議録の確認をお願いできればとの提案があった。その場合、本日の会議録の確認は、浅野委員が欠席されているので、大瀧委員と大西委員に確認していただくということになるがいかがか。次回は小竹委員と小林委員、次々回は小山委員と白石委員という順番になる。

【土屋委員】

新任の方もいるので、会議録の確認方法を説明した方がよいのではないか。

【小池副所長】

会議での発言は録音させていただいており、録音を基に事務局で会議録を作成する。会議録の作成後、確認者2人に郵便やメール等で会議録を送付し、誤字脱字や内容に間違いがないかを確認していただく。もし、修正が必要な場合、事務局におっしゃっていただければ、事務局で修正を行う。

【白石委員】

今日は浅野委員が欠席で、大瀧委員から始まるが、次回は、その次の人が確認者となるのか。それとも、欠席した場合は、次回順番を戻して2人指名するのか。

【小池副所長】

これまで欠席された方がいれば、その委員には次回の会議録の確認をお願いしていた。例えば、次回、浅野委員が出席されれば、浅野委員ともう1人を名簿順で小林委員という形で進めさせていただいていたので、同様の形で確認をお願いしたい。

【村田会長】

欠席者がいれば、次回以降順番を戻すという対応により、公平に2人ずつ進んでいくということをご理解いただきたい。

次に、会議の開催方法について、事務局からこれまで同様開催日は毎月第4水曜

日でどうかとの提案があった。また、これまで午後6時開始としていたが、事務局から今期は午後6時30分開始にしてはどうかとの提案があった。

この2点について、皆さんの意見を求める。

【大西委員】

働いている方にとっては、午後6時30分開始がよいと思う。そういう方が1人でもいれば、そちらに合わせた方がよいと思う。

【土屋委員】

個人的なお願いで申し訳ないが、水曜日は忙しい曜日のため、可能であれば午後6時30分開始でお願いしたい。ただ皆さんにも事情があると思う。

【村田会長】

今期は午後6時30分開始でよいか。

(よしの声)

それでは、会議の開催日時は、毎月第4水曜日の午後6時30分からで定例化する。

次に会場について意見を求める。

【土屋委員】

会場は、当面これまで同様福祉交流プラザの第1会議室でよいと思う。いずれ金谷地区公民館が完成するので、完成後はそちらで開催するという前提で、それまでの間福祉交流プラザで開催するというのはどうか。

【大島所長】

土屋委員のご意見はごもっともであると思う。金谷地区公民館は、今年度末の完成、開館を予定している。地元の施設であり、地域協議会の会場として最も相応しいと思う。

【村田会長】

出張協議会もあり、金谷地区公民館に出向いて開催することも可能である。この福祉交流プラザの第1会議室でどうしても開催しなければならないという意味ではないが、金谷地区公民館は新しい施設で、予約がいっぱいになるのではないのかという心配もある。

【小池副所長】

金谷地区公民館の供用開始は、来春の予定と聞いている。金谷地区公民館が地域協議会の会場に最も相応しいと思うので、皆様にお諮りしながら、予約できるよう進めさせていただきたいと思う。

【村田会長】

来春までの会場はこれまで同様でよいか。

(よしの声)

それでは、来春までの会場は、福祉交流プラザの第1会議室とする。

次は、書面による審議についてである。これまで実施の判断は、正副会長の協議により、会長が決定することとしていた。この書面による審議は、コロナ禍以前から取り決めがあったのか。

【小池副所長】

書面による審議とは、4年前のコロナ禍の状況を受けて、会場が使用できない、集まれないといった場合に書面審議という方法が考えられることから、前期の地域協議会で決めていただいた内容である。差し支えなければ、これまで同様に進めさせていただきたい。

【村田会長】

万が一ということで考えていただければよい。コロナ禍のような状況が発生し、書面による審議が必要となった場合、こういう形で進めるということでご承知おきいただきたい。

以上で、次第3 議題（2）地域協議会の運営についてを終了する。

— 次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法について —

【村田会長】

次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

金谷区では、地域協議会だよりを年3回、広報上越の発行のタイミングに合わせて発行し、区内の町内に全戸配布していた。事務局が原稿の原案を作成し、内容などについて編集委員に意見を求めていた。

前期の地域協議会では、編集委員は正副会長を除いて名簿順に3人または4人の委員から、任期1年ずつで務めていただいた。

本日は、編集委員の人数と任期を決定し、その後編集委員を選任していただきたい。また、地域協議会だよりの発行回数、時期、内容を編集委員に一任することについても協議いただきたい。

【村田会長】

正副会長を除くと13人となり、4年間で1人1回は必ず担当するという考えで、1年目は4人、2年目から4年目までは3人の編集委員を選任していた。そして、発行回数、時期、内容は編集委員に一任としていた。これまでは年4回発行した年もあったが、年3回発行を基本と考えていただければよい。これまで同様とすると、名簿順で1年目は、浅野委員、大瀧委員、大西委員、小竹委員が編集委員となる。

地域協議会だよりの内容について、事務局に説明を求める。

【小池副所長】

地域協議会がどのようなことを話し合っているか、どのような活動をしているかを、金谷区の住民の皆様にご存知いただくことを目的に、年3回ほど発行しているものである。事務局が原稿の原案を作成し、その内容でよいかどうかを編集委員に確認いただくという作業をお願いしたい。発行回数は今のところ年3回程度を予定しており、発行時期も事務局から提案させていただくので、その際編集委員の皆様にご意見をいただきたい。

【小林委員】

先ほど、大西委員の自己紹介の中で、美術大学を卒業し、芸術系のお仕事をされていたとお話があった。前期、私もこの協議会だよりの発行にあたって、もう少し何か面白いことができないかと思っていたが、結局何もできずに終わってしまった。もう少し地域の人が見たいと感じる地域協議会だよりになるよう、大西委員に

大なたを振るってもらえたらと思う。得意な方に積極的に加わってもらった方がよいと思うので、ぜひ1年目から加わっていただき、変化を期待している。

【村田会長】

小林委員が言ったように見たいと感じてもらえるような地域協議会だよりになるよう、ぜひ大西委員にご協力をお願いしたい。

【大西委員】

正直なところ、この文字だらけの地域協議会だよりはスルーして、ほとんど見ていないというのが現状であった。ビジュアルから何か変えるとか、そういうことが可能かどうか分からないが、皆さんと一緒にやれたらよいと思う。

【小池副所長】

予算的には、色紙で職員の手作りになってしまうので、できることは限られているかもしれないが、作成の段階からご意見をいただき、地域の皆様に読んでもらえるようなものができればと事務局も考えている。

【村田会長】

この後、地域協議会だよりの発行回数、時期、内容等について、編集委員一任にするということを皆さんに諮りたいと思っている。

【大西委員】

予算は決まっていて、自由にできる範囲にも限度があると思う。過度なことはできないし、色紙に白黒で印刷するという限られた範囲の中での作業になると思うが、頑張ってみたい。

【村田会長】

編集委員の選任について、1年目は4人、2年目から4年目は3人とし、正副会長を除いて皆さんで名簿順に担当していただくということでよいか。また、発行の回数、時期、内容等について、編集委員に一任するというものでよいか。

(よしの声)

それでは、地域協議会だよりの編集方法はこれまで同様とする。

以上で、次第3 議題（3）地域協議会だよりの編集方法についてを終了する。

— 次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法について —

【村田会長】

次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法についてに入る。
事務局に説明を求める。

【大島所長】

・資料 No. 4 により説明

委員の発意で自主的審議を協議会に提案する場合、自主的審議に係る提案書を協議会開催予定日の14日前までに事務局に提出することとしていた。それについて協議いただきたい。

【村田会長】

会議を行っていく中で、お気づきの点等あれば、皆さんの協議により自主的審議につなげていくことも可能なので、この仕組みをご理解いただきたい。

【滝澤委員】

まちづくりセンターへの提出方法は、郵送または持参のみで、メールによる提出はできないか。

【小池副所長】

メールによる提出も可能だが、まずは、こんな内容で審議したいということをやとりとりする中でお聞かせいただきたい。提案書を提出いただいた後、地域協議会全体として、そのテーマについて話し合うかどうかを次回の地域協議会で諮り、話し合っていこうということになれば、そのテーマで自主的審議の検討を進めるという流れになる。まずは、お気軽にご相談していただければと思う。

【村田会長】

金谷区の大きな課題でもある空き家対策等について、滝澤委員から専門的な見地でご意見を賜りたいと思っている。

自主的審議事項の提出方法について、これまで同様でよいか。

(よしの声)

【宮越委員】

次に入る前に確認と提案をお願いしたい。資料 No. 3に記載されている内容のうち、会議の招集請求に必要な委員数、書面による審議、委員が会議の議題を提出する場合の方法については、他の区も同じ内容で進めているのか。

【小池副所長】

基本的には他の区も同じような内容である。例えば、会議の招集請求に必要な委員数について、高田区は委員数20人なので、会議の招集請求に必要な人数は5人と定めている。

【宮越委員】

承知した。そうであれば、今言った3項目は、任意に地域協議会ごとに決める内容ではなくて、条例の改正により定めるべき内容ではないかと思ったので、提案をさせていただきたい。

【小池副所長】

ご意見として承る。

【村田会長】

以上で、次第3 議題（4）自主的審議事項の提出方法についてを終了する。

— 次第4 報告（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について —

【村田会長】

次第4 報告（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてに入る。

事務局に説明を求める。

【萬羽主任】

・当日資料No.1により説明

人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている中、国では、人と農地の問題を地域で解決していく

ための将来予想図を作り、地域で共有していくことが重要と考え、農業経営基盤強化促進法を改正し、市町村に農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定を義務化した。

「地域計画」は、市街化区域の高田区・直江津区を除く市域を対象に、令和5、6年度の2年間で策定することとなっており、当市においては、地域自治区ごとに26計画を策定する予定である。

計画の策定に当たっては、現在、農業に携わっている皆様と一緒に将来の地域農業の在り方に関して話し合うとともに、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図としてまとめる。

金谷区における「地域計画」の取組の具体的な進め方としては、農業者の皆様、JAえちご上越、関川水系土地改良区、県、市が一堂に会し、将来の地域農業を話し合う場として、地域懇談会を2回から3回程度予定しており、1回目を6月中旬ごろに開催し、8月上旬を目途に計画をまとめたいと考えている。

【村田会長】

事務局から説明があったが、このことについては、今後、市の担当が地域に入って計画を策定されるということなので、そのようにご承知おきいただきたい。

説明について、質疑を求める。

【大西委員】

例えば、地域には農業をしていない、やめてしまった農地もあるが、「地域計画」を作成するにあたって、地域協議会委員は何をしていったらよいのか。

【小池副所長】

今後、市の担当者が金谷区に入り、地域懇談会等を開催しながら、関係者の皆さんと一緒に計画の作成を進めていくということを今回報告させていただいた。

この計画の作成に地域協議会委員が加わるということではなく、これから金谷区の中でこのような動きがあるということでご承知おきいただきたい。

【村田会長】

以上で、次第4 報告（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてを終了する。

— 次第5 その他（1）今後の会議日程について —

【村田会長】

次第5 その他（1）今後の会議日程について、事務局に説明を求める。

【小池副所長】

・今後の地域協議会の日程連絡

令和6年度第2回協議会：6月26日（水）午後6時30分から

会場：福祉交流プラザ

【土屋委員】

第2回地域協議会の議題は今の時点で決まっているのか。

【小池副所長】

特に議題はまだ決まっていないが、これから会議を進めていくにあたり、自主的審議というものを皆さんから検討していただくことになるので、これまでの金谷区取組の振り返りなど行ってはどうかと事務局では考えている。会長、副会長と相談しながら決めていきたいと思う。

【小林委員】

事務局からご説明いただいたとおり、前期の地域協議会で金谷区の地域活性化の方向性を作成した。それについて、今一度新しいメンバーで認識を共有する必要がある。どういう経過の中で、これにたどり着いて、今後どう具体的に動かしていくのかということ、またゼロに戻ってはいけないと思う。今までの経過を振り返った上で、さらにこれから新しいことが多分加わっていくと思うので、そこの足並みをそろえて、皆さんから何か意見をいただくという回にするのが有意義ではないか。

【村田会長】

承知した。正副会長の事前協議でもそのことを念頭に入れて、検討させていただく。

以上で、次第5 その他（1）今後の会議日程についてを終了する。

— 次第5 その他（2）事務連絡 —

【村田会長】

次第5 その他（2）事務連絡に入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

連絡事項が5点ある。

1点目は、本日配布した地域協議会委員の委員証についてである。所属する地域自治区、任期を証明するものであり、地域での委員活動において、身分証明として活用いただきたい。

2点目は、本日配布した地域協議会の名刺の作成希望調査についてである。希望の有無に関わらず、5月29日（水）までに、南部まちづくりセンターへ提出をお願いしたい。

3点目は、本日配布した地域協議会だよりに掲載する委員の抱負の原稿依頼についてである。地域協議会だよりの初月号において、委員の抱負を掲載させていただきたい。依頼文裏面の前期委員の抱負を参考にご覧いただきながら、6月3日（月）正午までに南部まちづくりセンターへFAXまたはメールなどで提出をお願いしたい。

4点目は、費用弁償についてである。会議1回当たり、1,200円の費用弁償を指定の口座に振り込みさせていただく。5月8日の任命書交付式についても、費用弁償の対象となるので、出席された方にはその分の費用弁償も口座に振り込みさせていただく。振込の案内は特に送付しないので、後日口座で確認をお願いしたい。

5点目は、金谷地区公民館新築工事安全祈願祭についてである。皆さんご承知かと思うが、5月29日（水）に安全祈願祭が執り行われるということで、金谷区地域協議会を代表して、会長からご出席いただきたいとの案内文書をお預かりしている。会議終了後、村田会長にお渡しするので、委員の皆様もご承知おき願いたい。

・配布資料

男女共同参画推進センターチラシ

ウィズじょうえつからのおたより

【村田会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求めるがなし
- ・全体を通して質疑を求めるがなし

それでは、阿部副会長から閉会の挨拶をお願いする。

【阿部副会長】

- ・挨拶

【村田会長】

- ・会議の閉会を宣言

10 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。